

平成25年5月30日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

全国伝統薬連絡協議会
会長 井原 正 登

一般用医薬品の郵便等販売を第2類まで容認する措置について（要望）

貴大臣におかれましては、昨年末のご就任以来、厚生労働行政の様々な問題に対して、真摯に取り組んでおられますことに、深甚の敬意を表する次第です。

さて、歴史的に、伝統薬は直営店での販売が主体でしたが、ロコミで広まるにつれ、顧客の近辺のドラッグ等で販売されていないため、自然発生的に電話や葉書などによる通信販売をしてきた経緯があります。伝統薬を製造している会社の専門家が顧客の質問や相談に応じるので、顧客からも安心して購入できると評価をいただいていた。

ところが、平成21年6月に施行された薬事法改正省令により、全国伝統薬連絡協議会の各社は伝統薬を郵便等で販売することができなくなりました。経過措置により、継続使用者への販売ができるとはいえ、新規顧客への郵便等販売が禁止されたため、伝統薬会社の売上が減少し、経営困難から休業に追い込まれた会社もあります。伝統薬は一部の地域を除き、ドラッグストア等で販売されていないため、伝統薬により症状を改善されていた患者の方々も経過措置が終わると伝統薬を購入できなくなります。伝統薬の中には奈良時代から愛用されてきた薬もあり、日本の伝統文化の一端を担っていますが、このままでは省令により伝統文化の消失が懸念されます。

省令施行後、幾度となく国に制度の見直しを要望して参りました。

特に、直接の執行機関である貴省に対しては、伝統薬各社は、患者の相談や質問に対して専門家が電話で懇切に対応しており、対面販売にそん色のなく、顧客に安全・安心に伝統薬を購入していただいていることを説明いたしました。更に、内閣府の規制改革会議等に対しては、医薬品販売制度そのものの改革を要望して参りましたが、伝統薬会社の窮状を救う措置は取られていません。

今年1月の「一般用医薬品のインターネット販売規制」に対する最高裁判決を受けて、貴省は、本判決に係る国民的課題の早期解決を図るために2月14日に「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」を発足されました。3月22日の第4回検討会において、全国伝統薬連絡協議会は参考人として意見を述べる機会を与えていただいたことに対して、改めて感謝を申し上げます。

本検討会の審議内容については、当協議会事務局による傍聴記録及び貴省の議事録等を通して把握しておりますが、検討状況を憂慮し、下記のとおり要望いたします。

記

1. 一般用医薬品のインターネット販売、および、電話等による通信販売の新たなルールの早期策定
2. 薬事法に規定する第2類医薬品である全ての伝統薬の電話等による通信販売が可能となること

以上

本書に関するお問い合わせ先

全国伝統薬連絡協議会事務局 木下、塚本

TEL : 080-4135-4294 FAX : 096-289-6000

E-mail : kyougikai@saishunkan.co.jp